

はじめに

○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○
○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○
●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○
○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○
●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○
○○○○○●○○○○○○○○○○●○○○○○○○○○○●



もくじ

はじめに	2
被災後に利用できる「お金の支え」を知ろう	6
第1章 受けられる公的支援・もらえるお金を知ろう	9
No.1 災害に見舞われたら、はじめに何をすればいい	10
コラム 被害状況を記録する写真の撮り方	12
コラム 罹災証明を申請してから受け取るまでの流れ	13
No.2 住宅を修理したいときは	14
No.3 災害で家族が死亡または 重い障害を負ったら、どんな支援がある	15
No.4 住家に被害を受けたときは	16
No.5 自治体による支援を知りたい	18
No.6 義援金を受け取るには	19
No.7 被災後に住宅ローンが払えなくなったら	20
No.8 借家が倒壊して住めなくなったら家賃はどうなる	21
No.9 被災して住む家が確保できないときは	22
No.10 住宅を直したいけれど、 どうしてもお金が足りずに困ったら	23
No.11 そのほかの支援策を知っておきたい	24

第2章 共済金・保険金を請求しよう	25
No.12 自然災害で損害を受けたら 共済金や保険金を受け取れるのか	26
No.13 分譲マンションはどのようにカバーされるのか	28
No.14 マイカーが損害を受けたら	29
No.15 自然災害で死傷したときの保険金はどうなるのか	30
No.16 被災時に、契約の有無や 契約先等がわからないときは	31
No.17 自然災害が原因で受け取った 共済金・保険金には税金がかかるのか	32
第3章 災害後、トラブルが起きたら	33
No.18 災害によって個人では解決しがたい トラブルが生じたら	34
No.19 災害後に「保険で修理ができる」と 住宅修理業者から聞いたら	35
No.20 所有する空き家が損害を受けたら・与えたら	36
No.21 災害で近隣住民に損害を与えてしまったら	37
いざというときのお金メモ	38

被災後に利用できる 「お金の支え」を知ろう

FPとして、「自分らしい暮らし」を実現するための
お金のアドバイスを20年以上にわたり行ってきました。
アドバイスを行うなかで、
近年とりわけ重要度が高まっていると感じるのが、
被災後に困らないための“お金の知識”です。

ファイナンシャルプランナー

清水 香 先生

他人事ではない自然災害

温暖化の影響により、深刻な風水害
が各地で相次いでいます。また、政府
の地震発生予測で確率が低いとされる
地域で、想定を超える大地震が起きて
います。自然災害による被災と、誰もが
無縁でいられない時代となりました。

一方、居住地域で大地震発生の可能
性が低いと考える理由を問うと、25%
を超える人が「特に理由はないが起き
ないと思う」と答えています（※1）。

また、住所地の災害リスクを知るた
めの手立てであるハザードマップにつ
いて、「ハザードマップを確認、自宅付
近の水害リスクを認識している」との回
答は、3割を下回っています（※2）。

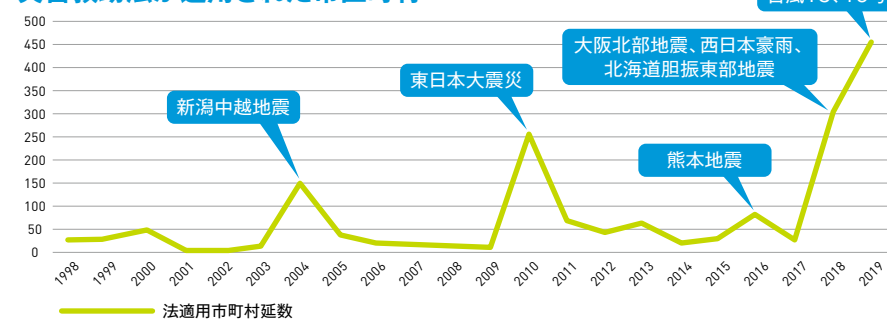
ご存じのように、2019年は風水

害が各地で甚大な被害を及ぼしまし
た。災害救助法適用市区町村数は、
東日本大震災時を超えた2018年をさ
らに上回っています。自然災害で多く
の人の命や財産が危険にさらされ、
保護を必要とする状況に迫りやられ
ているのです。

被災後も、 私たちの暮らしは続く

災害は、ある日突然やってきます。
幸いにして命を守ることができても、
生活の基盤である住まいを失ったり、
仕事がなくなる、健康を損なうことも
あります。私たちを支えるいくつもの
柱を、自然災害は一瞬にして奪い去
ってしまいます。

災害救助法が適用された市区町村（1998年～）



厚生労働省社会・援護局調べ、および内閣府「防災情報のページ」掲載のデータより筆者作成

しかし、私たちの暮らしはその後も
続きます。失った住まいを再建し、修
繕し、あるいは引っ越し、家財を再び
買いそろえ…。そのとき必要になるの
は言うまでもなく「お金」。災害を逃
げ延び、生活再建のフェーズでやって
くるのが、「お金」の問題なのです。

どんな時も自分らしく 暮らしていくために

たとえ被災したとしても、誰もが「自
分らしい暮らし」を望んでいるはずで
す。困った時に不本意な選択を余儀な
くされ、つらい暮らしを強いられること
などないよう、正しい知識をもとに準
備を進めておくことが大切です。

そこで本冊子では、被災後の生活再
建時に必要になるお金の知識につ
いて、「公的支援の手続き」「共済金や
保険金の請求」「被災後のトラブル解
決」と3つの柱でまとめました。

「共済金」「保険金」を しっかり請求する

被災後の生活再建を被災者が自らの
力だけで行うのは困難ですから、被災
者を支える公的支援制度もあります。

ただし、公的支援制度には支援金
や弔慰金、税の減免などさまざまなの
があり、窓口や手続き時期もそれぞ
れ異なります。必要な支援を受けるに
は、そのそれぞれについて、被災者自
ら申請をしなくてはならず、その際は
正しい情報が欠かせません。

公的支援を 利用するには申請が必要

しかし公的支援は、それだけで生活
再建が成し遂げられるほど十分な内
容ではありません。

わが国では、被災後の生活再建
は「自助・共助」が基本とされ、公助

(公的支援)は側面的支援にとどまるとされます。例えば、住宅が全壊した人が受け取れる支援金は、最大でも300万円です。これだけで生活再建や住宅再建を図るのは多くの世帯には困難でしょう。

このとき火災共済や火災保険、地震保険などで備えていれば、被災後に共済金や保険金を受け取り、生活再建は大いに支えられます。速やかに請求手続きをしましょう。公的支援が限られるなかでは、準備の有無が被災後の生活再建を左右することにもなるのです。

なお、共済や保険によってカバーされる内容は、商品や契約により異なります。持ち家で貯蓄が少ない、ローン残高が多い世帯は、被災後の家計リスクが大きくなります。わが家の住所地のリスクに見合う、適切な契約内容に整えることにも取り組みましょう。

平時から必要な手立てを打とう

本冊子で、被災後に助けとなるさまざまな制度やしきみをざっくり押さえ、必要な手立てを打ちましょう。あわせて「いざというときのお金メモ」にわが家の情報を記載しておく、いざというときに助けられます。

平時に準備を進める際はもちろん、万が一被災したときにも、本冊子をお役に立てていただけたら幸いです。

※1 損害保険料率算出機構「地震危険に関する消費者意識調査(2015年3月)」
※2 損保ジャパン日本興亜「ハザードマップに関するアンケート調査(2018年7月)」



被災者が受けられる支援制度は、内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要(※QRコード参照)」に網羅されていますので併せてご活用ください。

プロフィール

清水 香 (しみず かおり)



FP&社会福祉士事務所 Office Shimizu代表
(株)生活設計塾クルー取締役

CFP®認定者。FP1級技能士。社会福祉士。自由が丘産能短期大学講師。家計の危機管理の観点から、社会保障や福祉、民間資源を踏まえた生活設計アドバイスに取り組む。メディアへの出演や講演、著作も多数。財務省の地震保険制度に関する政府委員を歴任、現在「地震保険制度等研究会」委員、日本災害復興学会会員。



著作
「どんな災害でもお金と暮らしを守る」
(小学館クリエイティブ)

No.1-No.11

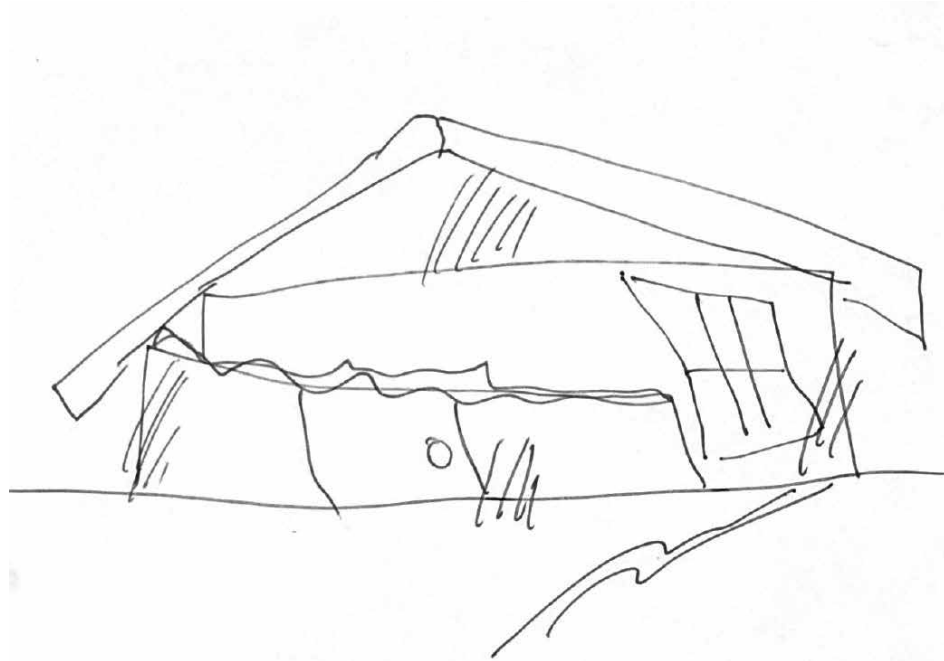
第1章

受けられる公的支援 もらえるお金を知ろう

自然災害で多くを失ったとき、
個々の力だけで暮らしを立て直すことは困難であり、
そんなときには私たちを支える公的支援も存在します。
ただし、これらの利用にあたっては、
自ら申請するのが基本となります。
この章では、被災後に受けられるおもな支援について、
申請窓口・手続き方法・必要書類まで
ざっくり押さえていきましょう。

No.1 | 災害に見舞われたら、は

! まずは被害程度を証明する「罹災証



「罹災証明」は支援を受ける際、ほぼ必要になる書類

被災後の生活再建にあたり、まずすべきは「罹災証明書」の交付手続きです。市区町村が住宅の壊れ具合を個々に判定、被害の程度を証明する書類で、持ち家・賃貸を問わず公的支援を受ける際にはまず必要になります。共済や保険の請求時にも、一部求められる場合があります。

本人または同居の家族（家族以外は委任状が必要）が、被災後原則1か月以内に居宅のある市区町村に申請します。その後市区町村の職員等が住家を訪ねて確認する住家の被害認定が行われます。

じめに何をすればいい

明」を取得する

最大2回まで再調査も可能

罹災証明書に記載される被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊（準半壊）」「一部損壊」と5区分で、区分により受けられる公的支援の内容が変わります。判定結果に疑問があれば、それを知った日から3か月以内は最大2回まで再調査を受けられます。

罹災証明書の区分

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊 (準半壊)	一部損壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

被害状況の記録は欠かさずに

広域災害になると多くの世帯が被災するため、罹災証明書の申請・交付手続きが速やかに進まないことがあります。また共済金や火災保険金の請求では、調査員が被害宅に出向いて損害調査が行われますが、訪問に時間を要することもあります。しかし損害状況の確認を受けずに片付けてしまうと、どのような損害を受けたか、証明できなくなってしまいます。いずれ調査員の訪問を受ける場合でも、まずは被害状況の写真を撮っておくことをお勧めします。

家の全景がわかるよう、まずは4方向から撮影を。被害部位は、状況がよくわかるよう、さまざまな方向から複数枚撮ります。浸水被害の場合、その深さがわかるよう、浸水跡にメジャーを当てるなどして撮るとよいでしょう。

一部損壊は写真による判定もOK

屋根瓦や窓ガラスの破損など、一部損壊に該当する小さな被害だけの場合は、市区町村職員の現地調査を受けることなく、写真判定のみで罹災証明書の交付を受けられます。

コラム

被害状況を記録する 写真の撮り方

全景と被害部位を撮影

自宅が被災したら、片づける前に被災を受けた状況を写真に撮り記録をしておきましょう。まずは被災した自宅の全景を撮影します。できれば4方向から撮っておきます。次に被害を受けた部分を撮影します。被害の具合がわかるように近景と遠景それぞれ写します。いろいろな角度からできるだけ数多く撮影をして状況がわかるようにしておいてください。なお、写真を撮る際は安全を確かめたうえで行いましょう。



浸水の場合の撮り方

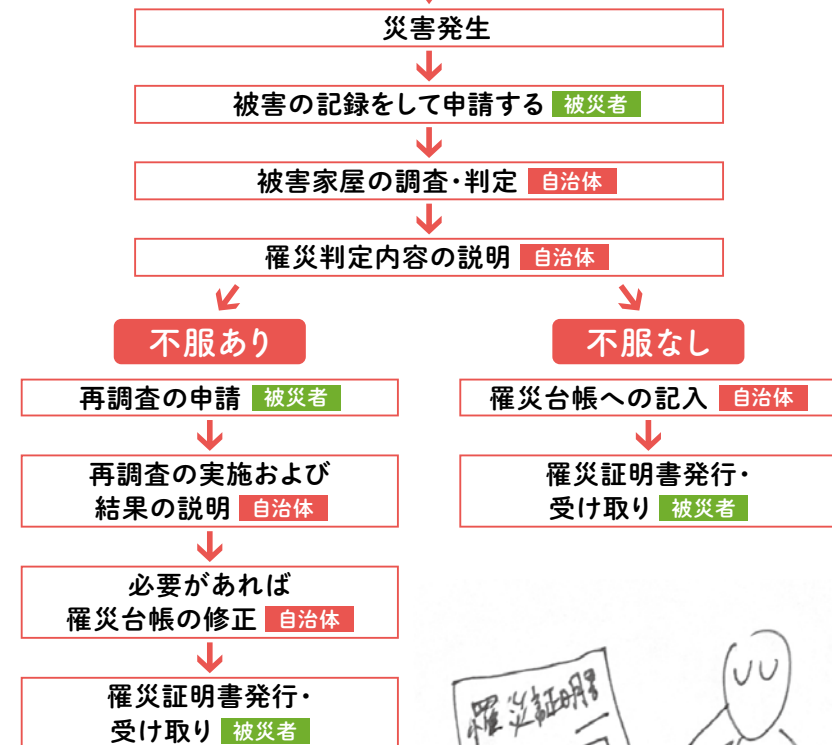
自宅が浸水被害にあったときは、水が浸かった深さがわかるようにメジャーをあてて撮影をします。建物の中で最も深く水が浸かったところ撮りましょう。遠景だけでなくメジャーの目盛が読めるように近くに寄った写真も撮っておくのがポイントです。



コラム

罹災証明を申請してから 受け取るまでの流れ

罹災証明書を受け取るまでの流れ



No.2 | 住宅を修理したいときは

! 被災の程度に応じて
「住宅の修理」を受けられる

法によって被災後の生活は支援される

「災害救助法」は、被災者の命を守り、保護を図るために適用される法律です。人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある市区町村に適用され、発災直後から衣食住に係る物資の給付をはじめとした救助が行われます（表参照）。法が適用された地域には、さまざまな被災者支援策が官民を挙げて講じられることになります。

災害救助法

救助の種類

- ①避難所、応急仮設住宅の設置 ②食品、飲料水の給与 ③被服、寝具等の給与
- ④医療、助産 ⑤被災者の救出 ⑥住宅の応急修理 ⑦学用品の給与 ⑧埋葬
- ⑨死体の捜索及び処理 ⑩住宅またはその周辺の土石等の障害物の除去

災害救助法による「住宅の修理」には2種類

救助メニューのひとつ「住宅の応急修理」は、一定の被災世帯が住宅修繕を受けられるものです。対象になる世帯は、住宅が半壊または大規模半壊となった世帯、あるいは一部損壊のうち準半壊の世帯で、大規模半壊以外は所得制限があります。

居室・キッチン・トイレ等日常生活に必要な最小限度の被害部分が対象で、市区町村が業者に修繕を委託して実施されます（現物給付）。修繕して住み続けることが前提とされているため、応急修理を受けると仮設住宅に入れなくなる点には注意が必要です。問い合わせ先は都道府県あるいは市区町村です。

「住宅の応急修理」の内容（2019年度の金額）

罹災証明書の区分	費用の限度額
「半壊・大規模半壊」 ※半壊の場合、所得制限あり	1世帯あたり 59万5000円以内
「一部損壊（「準半壊」）」 ※所得制限あり	1世帯あたり 30万円以内

No.3 | 災害で家族が死亡 または重い障害を負ったら、 どんな支援がある

! 弔慰・お見舞いの
お金を受け取れる

死亡には災害弔慰金

同生計の人が災害で亡くなったときは、残された家族に「災害弔慰金」が支給されます。災害との因果関係が認められる災害関連死や、災害で行方不明になり、3か月を超えて生死不明となった場合も対象になることがあります（家族の申立てが必要）。

障害が残ったら災害見舞金

災害が原因で障害を負った場合は、「災害障害見舞金」が支給されます。両目の失明や要常時介護など重度の障害を負った場合が対象です。いずれの制度も自然災害で一市町村に5世帯以上滅失した災害が対象で、問い合わせ先は市区町村です。

災害弔慰金と災害障害見舞金の内容と金額

制度	内容	金額
災害弔慰金	災害で死亡した人の遺族に支払われる弔慰金	生計維持者 500万円 それ以外 250万円
災害障害見舞金	災害によるけがや病気で、精神または身体に著しい障害が出た場合に支払われる見舞金	生計維持者 250万円 それ以外 125万円

No.4 | 住家に被害を受けたとき

！ 全壊等の場合、最大300万円までの

生活再建時のスタート資金「被災者生活再建支援制度」

1市区町村において10世帯以上が全壊となった災害等で、居住する住宅が全壊または大規模半壊となった世帯には、被災者生活再建支援制度による支援金が支給されます。

支援金は住宅の壊れ具合に応じた「基礎支援金」と、住宅再建に応じた「加算支援金」の2種類で、両方を合わせた支給額は最大300万円です。

支援金は住まいに深刻な被害を受けた世帯に向けた生活再建のスタート資金と位置づけられるもので、持ち家世帯だけでなく賃貸入居世帯も対象です。使い道は自由で、災害弔慰金や火災保険金等、他の給付とも関係なく受け取れます。

申請期限は、基礎支援金が災害発生日から13か月、加算支援金が37か月以内（延長される場合あり）。市区町村の担当窓口で申請します。被災時に実際に居住していた世帯が対象ですから、空き家や別荘、賃貸オーナーが所有する物件などは支給の対象外です。

被災者生活再建支援制度

【基礎支援金】

住宅の被害程度	
全壊等	大規模半壊
100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法		
建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
200万円	100万円	50万円

- 単身世帯が受け取れる支援金は3/4の金額
- 一旦住宅を賃借した後、自ら住宅を建設・購入（または補修）する場合は合計で200万円（または100万円）
- 「解体（住宅半壊でやむを得ない事由から住宅を解体した世帯）」「長期避難世帯（噴火災害等で危険な状態が継続し、長期にわたり住宅に住めなくなった世帯）」も対象になる

は 支給がある

浸水の認定は「床上1.8m超」で全壊

罹災証明書（P.10～13）の交付にあたり行われる被害調査については、地震、水害、風害など、災害ごとに調査方法や認定基準が定められています。

たとえば、水害における床上浸水では、床上1.8m超の浸水となった場合が全壊と認定されます。一方、1m未満の浸水は半壊と認定されるため、この場合は支援金の対象になりません。一部損壊と認定される床下浸水も対象外です。

被害を受けても、一定以上の損害に満たなければ、支援金が支払われないことを知っておく必要があります。

浸水の深さによる罹災証明書の被害程度と被災者生活再建支援金

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
被害程度 (浸水深の最も浅い部分で判定)	床上1.8m以上の浸水	床上1m以上1.8m未満の浸水	床上1m未満の浸水	床下浸水
被災者生活再建支援制度の基礎支援金	100万円	50万円	なし	

POINT! 最大で300万円までなので自助努力も必要

被災者生活再建支援制度での給付額は最大で300万円です。例えば住宅が全壊して家を新たに建て直すとなったなら、300万円の給付となりますが、新築を建てるには心もとない金額です。公的支援には限界があります。自分で備えておくことが必要となるでしょう。

No.5 | 自治体による支援を知りたい

! 36都道府県に独自の支援制度がある

自治体の制度から給付があることも

被災者生活再建支援制度は、1市区町村に10世帯以上が全壊となった災害等が対象なので、それに満たない災害では、住宅が全壊しても支援金の給付を受けられません(P.16)。こうしたとき、都道府県や市区町村による独自制度による給付を受けられることがあります。

支援金と併給できる制度もある

たとえば、法適用とならず支援金が受けられない場合に、支援金と同等の給付を行うところや、支援金とは別に独自の支援金を支給し、両方の給付を受け取れるところもあります。給付を受けられる基準はそれぞれが定めており、支援金の対象にならない半壊で給付されるものもあります。

36道府県が独自給付制度を設けていますが、その内容はそれぞれ異なります(2019年6月現在)。詳細はお住まいの地域の市区町村にお問い合わせましょう。

都道府県独自制度の例

都道府県	名称	対象とする自然災害の規模内容	支給額
秋田県	災害り災者見舞金(恒久制度)	異常な自然現象による災害(災害規模を問わない。支援法との併給あり)	全壊 60万円 半壊・床上浸水 20万円
埼玉県	埼玉県・市町村生活再建支援金(恒久制度)	全壊等が1世帯でも生じた災害(支援法との併給はなし)	全壊・解体・長期避難 300万円 大規模半壊 250万円
福岡県	福岡県被災者生活再建支援金(恒久制度)	県内で支援金が適用された災害(支援法適用外の市町村。支援法との併給はなし)	全壊・解体・長期避難 300万円 大規模半壊 250万円



内閣府防災「都道府県独自の被災者生活再建支援制度」2019年6月1日現在

No.6 | 義援金を受け取るには

! 被災証明書を持って市区町村の窓口へ

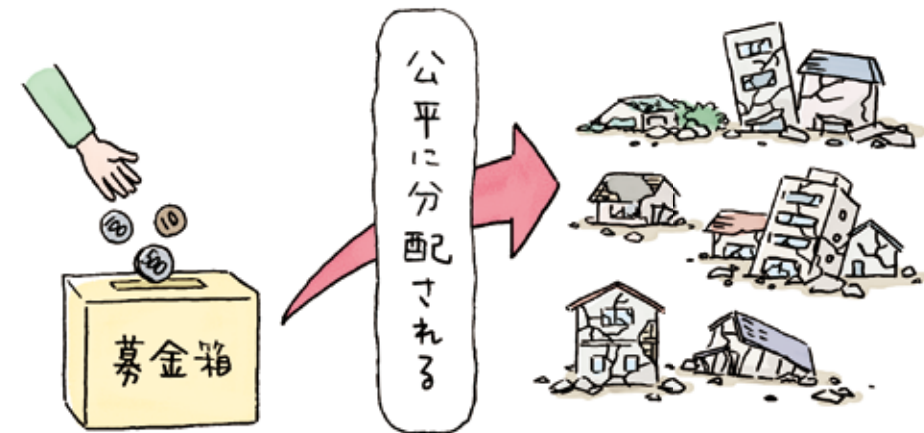
使い道自由な義援金

日本赤十字社や中央共同募金会、NHKが災害ごとに受け付けている義援金は、決められた配分基準で各自治体に配られ、それが被災者の被害程度に応じて配られます。第1次配分、第2次配分といったように、何度かに分けて配られることもあります。

配布まで少し時間がかかる

大切なお金を公平に配分するため、災害の規模等により、被災者に実際にお金が渡るまで時間がかかることもあります。配られた義援金の使い道は自由で、被災者にはとても助かるお金です。

受け取りは罹災証明書(P.10~13)を携え市区町村窓口へ。郵送でも受け付ける場合があります。



内閣府防災「東日本大震災 義援金配布状況」

No.7 | 被災後に住宅ローンが 払えなくなったら

❗ 支払い猶予やローン額の
減免制度がある

当面は支払い猶予を受けられる

住宅ローン返済に困ったときは、当面の返済猶予や、返済方法変更が可能です。罹災証明書 (P.10~13) を携え、銀行に被災した旨の申し出を。融資銀行のほか、旧住宅金融公庫で融資を受けた人は住宅金融支援機構にも相談できます。

厳しいときは「住宅ローン減免制度」も

ただし、住宅ローンはなくなりません。返済不能が確実なら「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」によるローン減免の相談を受けることも検討します。これは住宅ローンや事業用ローンを利用している個人を対象に、自己破産をせず、災害弔慰金や被災者生活支援金、および500万円程度の自己資金を手元に残しローン減免を相談するものです。個人情報 (ブラックリスト) に登録されたり、保証人に請求されることもありません。手続き支援は弁護士等の専門家が行いますが、弁護士費用は公費で賄われ無料です。弁護士会の被災者向け法律相談で問い合わせしてみましょう。手続きについてはメインバンクに直接出向いて申し出ます。



住宅金融支援機構
「被災された方への返済方法変更について」



政府インターネットテレビ
「自然災害の影響で住宅ローンなどの返済にお困りの被災者の方へ」

No.8 | 借家が倒壊して住めなくなったら家賃はようになる

❗ 賃貸契約は終了するので
賃料は支払わなくてよくなる

住めなくなったら部屋を明け渡し、敷金は全額戻る

入居している賃貸住宅が全壊するなどして居住不能になったら、賃貸借契約は終了します。住まいからは出ていかななくてはなりません。賃料の支払い義務はなくなり、敷金も全額が戻ります。また、住まいが全壊または大規模半壊となった入居者は、被災者生活再建支援金 (P.16) の支給を受けられるので、もれなく手続きをしましょう。罹災証明書 (P.10~13) は入居者、オーナーいずれも申請可能です。



住めるけれど修繕が必要な場合は

住宅が滅失していなければ、損壊部分があっても賃貸借契約は続きます。よって住み続けることができ、損壊部分の修繕義務があるのはオーナーです。修繕してもらえない場合、入居者はオーナーに家賃の減額を求めることができます。ただし修繕するうえで一時退去が必要な場合、入居者は拒めません。被災後に賃貸借契約でトラブルになったら、弁護士等に相談を (P.30参照)。

No.9 被災して住む家が 確保できないときは

❗ 仮設住宅の提供を受けられる

原則2年の仮住まい「仮設住宅」

住宅全壊などで住処を失い、自ら住まいを確保するのが難しいときは、「応急仮設住宅」の提供を受けられます。プレハブ住宅のほか、トレーラーやコンテナハウスなどが提供されることもあります。賃貸住宅等を自治体が借り上げて提供する借り上げ仮設住宅も最近では増えています。いずれも無料で住むことができますが、あくまでも仮住まい。住めるのは原則2年間です（延長されることもあります）。問い合わせ先は市区町村の窓口です。

災害発生から～原則2年間「応急仮設住宅」

建設型仮設住宅	プレハブ住宅、トレーラーハウス、コンテナハウスなど。単身用(6坪)、小家族用(9坪)、大家族用(12坪)などの仕様が設定されている
借上型仮設住宅	自治体が賃貸住宅などを借り上げ、被災者が入居。家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、地域の実情に応じた民間賃貸住宅を契約する際に不可欠な額は自治体が負担し、国が補助

2年目以降は「災害公営住宅」へ

仮住まいの2年間のうちに住宅確保が難しい場合、それ以降は自治体が建てる家賃の安い「災害公営住宅」に住むこともできます。

災害発生から2年以降「災害公営住宅」

災害公営住宅	地方公共団体が国の助成を受けて整備する低家賃の公営住宅
--------	-----------------------------

No.10 住宅を直したいけれど、 どうしてもお金が足りずに 困ったら

❗ 「災害復興住宅融資」が利用できる

被災者向け低利の住宅融資

罹災証明書(P.10～13)を交付された人が利用できるのが住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」です。住宅を建設・購入・補修をする場合が対象で、一部損壊は補修のみで利用できます。低利で全期間固定ですが、要件(物件、融資額、返済額、返済期間、年齢等)を満たす必要があります。申込は被災日から2年間。自治体から利子補給等の支援が行われることもあります。

返済は利息のみの「高齢者向け返済特例」も

60歳以上の人を対象に住宅再建・修繕を後押しする「災害復興住宅融資・高齢者返済特例(災害リバースモーゲージ)」は、新たな家や今ある土地を担保に融資を受け、毎月利息のみを支払うものです。1000万円を借入れた場合、月返済額は1万5750円(2020年1月の融資金利1.89%で試算)です。

夫婦世帯では両者が死亡するまで住むことができ、死亡後相続人が土地と建物を売却して元本を一括返済します。このとき債務は残りません。申込前に住宅金融支援機構によるカウンセリング相談が必要です。まずはコールセンターに連絡を。

住宅金融支援機構の問い合わせ先

問い合わせ先・申込関係書類の請求先

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

(災害専用ダイヤル) 0120-086-353 ※利用できない場合 048-615-0420

電話相談は土日も実施。受付時間は9:00～17:00(祝日及び年末年始を除く)



住宅金融支援機構
「災害復興住宅融資」



住宅金融支援機構
「災害復興住宅融資高齢者向け返済特例」

No.11 | そのほかの支援策を知っておきたい

！ 仕事を失ったら「雇用保険」

一定の災害で事業所が休業となり、一時的な離職や休業を余儀なくされた会社員には、雇用保険から失業等給付を受けられる特例措置が実施されます。問い合わせ先はハローワークです。

！ 生活困窮に陥ったら「生活保護」

災害により住まいや資産、仕事を失い、生活困窮に陥った時には「生活保護」の申請を。住所地の市区町村が窓口ですが、東日本大震災では、広域避難者であっても利用できる措置が取られています。

！ 金融機関からお金を借りられないときは低利の融資が受けられる

困った時の公的融資もあります。「災害援護資金」は、災害で負傷したり住居が半壊以上になる等の損害を受けた人が利用できる貸付で、世帯員数に応じた所得制限があります。問い合わせ先は市区町村です。

「生活福祉資金」は、金融機関から借入れが難しい低所得世帯や高齢者世帯等が利用できる貸付です。緊急小口資金は無利子で10万円以内、福祉費は150万円までが目安です。問い合わせ先は都道府県社会福祉協議会あるいは市区町村の社会福祉協議会です。

災害援護資金の貸付限度額

貸付限度額	家財の3分の1以上の損害	150万円
	住宅の半壊	170万円
	住宅の全壊	250万円
	住宅全体の滅失または流失	350万円
貸付利率	年3%以内(据置期間中は無利子)※自治体による	
据置期間	3年以内(特別の場合5年)	
償還(返済)期間	10年以内(据置期間を含む)	

※世帯主に1か月以上の負債がない場合の金額。世帯員に応じた所得制限あり

No.12-No.17

—— 第2章 ——

共済金・保険金を請求しよう

被災後に生活を立て直すには、多くの資金が必要になります。このとき、自然災害に対応する火災共済や火災保険に加入していれば、住宅や家財の損害に対してお金が支払われ、生活再建は大いに支えられます。ただしその内容は個々に異なります。確認してしっかり請求しましょう。

No.12 | 自然災害で損害を受けたら

！ 契約内容によって保険金を受け取れ

台風の損害は火災共済・火災保険でカバー可能

商品	災害の種類	保障(補償)
「火災保険」 (損害保険会社)	台風・旋風・暴風・暴風雨等の強い風による損害	「風災」として補償
	集中豪雨などが原因の洪水や高潮、土石流・地すべり・床上浸水等による損害	「水災」として補償
「火災共済」 (都道府県民共済・ こくみん共済co-op・コープ共済・JA共済)	台風・旋風・暴風・暴風雨等の強い風による損害／ 集中豪雨などが原因の洪水や高潮、土石流・地すべり・床上浸水等による損害	「風水害」として保障

台風による風水災は火災共済・火災保険でカバーする

自然災害による住宅や家財の損害は、「火災共済(生協など)」や「火災保険(損保会社)」でカバーできる可能性があります。「火災」という名称でも、火災だけではなく台風が原因で被った損害も対象になることがあります。

一口に台風と言っても、暴風など風による損害と、浸水など水による損害がありますが、火災共済ではこれらをまとめて「風水害」として保障。一方で火災保険は、風が原因の損害を「風災」、水が原因の損害を「水災」として別々に補償します。

商品や契約内容によって異なる

台風の損害をカバーできるかは、火災共済や火災保険の契約で異なり、対象外とするものもあります。対象になる場合でも、どのような場合に、どの程度受け取れるかは、個々の商品や契約で異なります。どのような災害にどの程度の支払いが受けられるのか、事前に確認しておくことも大切です。

共済金や保険金を受け取れるのか

るので、補償内容を確認しよう

地震損害は火災共済・火災保険でカバー可能

	地震・噴火またはこれらによる津波・液状化・山崖崩れ・火災等による損害への対応
建更むてき+ (JA共済)	地震共済金が支払われる
火災保険 (損害保険会社)	地震火災で地震火災見舞費用保険金が支払われる 地震保険をセットすると地震保険金が支払われる
新型火災共済 (都道府県民共済)	地震等基本共済金が支払われる 地震特約をセットした場合は手厚くなる
住まいる共済 (こくみん共済co-op)	地震等共済金が支払われる 標準タイプ・大型タイプがあり保障内容は異なる
コープ火災共済 (co-op共済)	自然災害保障をセットした場合、地震等共済金が支払われる 標準タイプ・大型タイプがあり保障内容は異なる

※保障(補償)内容はそれぞれ異なる

地震による損害(地震・津波・噴火)は、地震保険でカバーする

地震による損害もカバーできる可能性があります。ただ地震はいつ・どこで・どの規模で起きるかがわからないため、受け取れる金額はどの商品でもおおむね小さめになります。

カバーの内容はそれぞれ異なる

生協などの地震保障は、いずれもそれぞれの団体が設ける独自保障で、カバーされる内容や支払い条件はそれぞれ異なります。

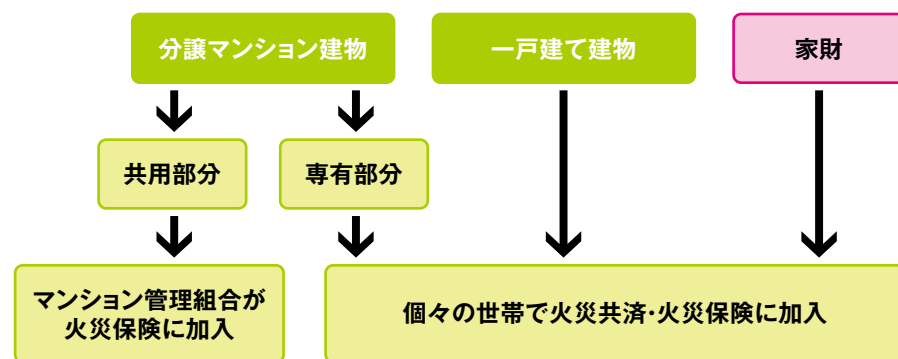
損保会社の火災保険は、地震は対象外で、「地震保険」をセットすると補償を受けられます。地震保険は「地震保険法」に基づく官民一体の制度で、損保会社とともに政府も保険金の支払い責任を負う特殊な制度です。よってどの損保会社で加入しても、条件が同じであれば、補償内容や保険料は一律です。

地震をカバーする商品はほかに、地震保険金額が最大で火災保険と同額になる特約や、単独で地震補償が得られる少額短期保険などがあります。

No.13 | 分譲マンションはどのようにカバーされるのか

! 共用部分、専用部分でそれぞれ請求する

物件別火災共済・火災保険の契約方法



部分ごとに保険のかけ方が違う

一戸建てでは、所有者が住宅や家財に共済や保険を掛けます。一方、分譲マンションでは「専有部分（室内）」は個々の所有者が、「共用部分（それ以外）」は管理組合がそれぞれ火災保険等をかけています。管理規約によりますが、国交省の標準管理規約では、専有部分とは壁から内側の部分をいいます。よってその部分が損害を受けたら、個々の契約先に請求します。所有者が家財の共済や保険に加入していれば、家財の損害もカバーされます。

共用部分の地震保険も最大50%

躯体やエレベータ、エントランス等の共用部分に損害を受けたときは、マンション管理組合が加入する火災保険で補償を受けます。地震保険がセットされていれば地震被害にも対応できます。マンションの共用部分も、火災保険金額の50%を上限に地震保険に加入できます。

No.14 | マイカーが損害を受けたら

! 自動車保険でカバーをする



自動車保険に付帯する「車両保険」がある

自然災害でマイカーに損害を受けたときは、自動車保険に付帯する「車両保険」で補償を受けられます。車両保険はマイカーが損害を受けたときの保険で、自動車事故のほか、浸水による車両水没、風災による破損など、一定の自然災害による損害もカバーできます。

地震による損害の場合は特約で一時金

地震等が原因の損害は対象外ですが、車両保険の特約「車両全損時一時金特約（名称は保険会社により異なる）」を付帯して補償を受けることは可能です。地震等が原因でマイカーが廃車となったときが対象で、車の時価を上限に、最大50万円が支払われます。

No.15 | 自然災害で死傷したときの 保険金はどうなるのか

❗ 主契約と合わせて
保険金を受け取れる



主契約と「災害割増」が支払われる

生命保険には、自然災害による死亡等を手厚く保障する特約があります。たとえば「災害割増」は、自然災害も含む不慮の事故で、死亡あるいは高度障害状態になったとき、主契約と合わせて保険金を受け取れるものです。

「傷害特約」も、不慮の事故で保険金が増額される点は同じですが、死亡あるいは所定の身体障害が対象で、災害割増より幅広い障害状態が対象になります。

保険金削減規定があることも

生命保険や医療保険によっては、地震や噴火、津波により免責事由に該当する場合、保険金を支払わない、あるいは削減することがあると約款に定められている場合があります（保険会社により異なる）。

ただし最近の災害で保険金が支払われなかった、あるいは削減されたことはなく、いずれの災害でも全額が支払われています。

No.16 | 被災時に、契約の有無や 契約先等がわからないときは

❗ 「契約照会制度」で
契約を突き止める

証書や証券がなくても請求できる

被災時に共済証書や保険証券がなくなり、どこで、どのような契約をしたのか不明となった場合でも、保険金等の請求はできます。自然災害の影響で契約の手掛かりを失ったときに利用できる窓口があるので、そちらに問い合わせることで契約を突き止めましょう。共済、生命保険・損害保険のそれぞれについて、業界ごとの窓口が設けられています（表）。

災害救助法が適用された地域で被災された個人が対象で、原則として被災した本人および家族が利用できます。

被災後、契約先や契約の有無がわからないとき

団体／制度	対象	問い合わせ先	QRコード
一般社団法人 日本共済協会 「災害時共済契約照会制度」	JA共済、こくみん共済co-op、co-op共済、都道府県民共済の各種共済	0570-023140 (受付は9:00~17:00。 土・日・祝日、年末年始を除く)	
一般社団法人 日本損害保険協会 「自然災害損保契約照会制度」	損害保険会社の取り扱う各種損害保険	0120-501331 (受付は9:15~17:00。土・日・祝日 および12月30日から 1月4日までを除く)	
一般社団法人 生命保険協会 「災害地域生保契約照会制度」	生命保険会社の取り扱う各種生命保険	0120-001731 (受付は9:00~17:00。 土・日祝日除く)	

証書・証券のコピーを「非常用袋」へ

ただし契約先や契約内容がわかるまで、しばらく時間がかかることもあります。共済や保険は、本当に困った時に利用する非常用システムですから、平時に共済の証書・保険の証券のコピーを非常用袋に入れておけば、請求もスムーズです。

No.17 | 自然災害が原因で 受け取った共済金・保険金には 税金がかかるのか

❗ かからない、非課税で受け取れる。
損失次第では税金の減免も

所得から生活必需品の損害を差し引ける雑損控除を使う

所得から住宅や家財、マイカーなど生活必需品の損失額を差し引ける制度です。その年で引ききれないほど大きな損失があるときは、翌年以降3年間にわたり損失額を繰り越せます。火災保険金等を受け取ったときは、損失額から差し引き計算します。地方税軽減のための手続きは不要です。

年収1000万円以下の人を対象に税の免除・軽減あり

住宅や家財に時価の2分の1以上の損害を受けた年収1000万円以下の人を対象に、所得税の免除または軽減を受けられる制度です。単年度のみでの減免で、損失額を翌年以降繰り越すことはできません。地方税の軽減は別途、市区町村に問い合わせましょう。

所得税の軽減を受けるとき

必要書類	罹災証明書の写し／被害を受けた住宅の取得年月日などがわかるもの／源泉徴収票・確定申告関係の書類／保険金を受け取った場合、その金額がわかる書類等
手続き窓口	所轄の税務署 (地方税の軽減を受けるときは市区町村税務課など)



国税庁
「被災者の雑損控除、災害減免の特例等について」

No.18-No.21

—— 第3章 —— 災害でトラブルが 起きたら

被災後は、今までの暮らしが一変することもしばしばです。
これまで当たり前にあったものがなくなり、
さまざまな問題が発生することもあります。
わが家が被害を受けるだけでなく、
さらに他人に損害を与えてしまう深刻な事態も。
それらの多くは法的トラブルですから、
専門家の力を借りて解決に臨むことも必要になります。

No.18 | 災害によって個人では 解決しがたいトラブルが生じたら

❗ 法の専門家へ相談をしてみよう

弁護士に相談しよう

被災後に起こりうるトラブルは様々で、どれも暮らしに関わる深刻なものばかり。住まいを失い賃貸契約や不動産の問題が、家族の死亡で相続問題が、隣家に損害を与えて近隣トラブル…。これらはすべて法律が絡むトラブル。個人で解決が難しいこれらの問題は、ためらわず弁護士など専門家への相談を検討しましょう。

被災後は、被災地の弁護士会のほか、日弁連のもとに全国の弁護士が協力して無料相談に取り組んでいます。近年は、裁判をせず話し合いで解決する震災ADR（裁判外紛争解決手続）が設置されることもあります。また各地にある「法テラス」は、市民の法的トラブルを解決する総合案内窓口です。被災者向け無料相談のほか、WEBによる情報提供が行われており、誰でも利用できます。

被災後のトラブル 弁護士に相談を

弁護士に相談できる窓口	内容
被災地の弁護士会	面談や電話による無料法律相談を行う
法テラス (日本司法支援センター)	法的トラブル解決のための総合案内所。 災害救助法適用区域内で、被災者向けの法律相談を行う



法テラス

税理士に頼ろう

税理士や不動産鑑定士などの専門家が無料相談会を催すこともあります。困ったときは遠慮せずに専門家に相談をして、解決に臨みましょう。

No.19 | 災害後に「保険で修理ができる」と 住宅修理業者から聞いたら

❗ 悪徳業者である場合も、
よく確認のうえ契約を

各地で相談が多発する災害後の修理

「保険を使って自己負担ゼロで住宅修理ができる。保険申請もサポートする」。
被災後、こうした訪問勧誘がきたら警戒を。ずさんな修理工事をされた、災害で被害を受けたと保険会社に言うようウソを強要された、不審に思い解約を申し出ると、支払われる保険金の50%を違約金として請求された—。こんなトラブルが消費生活センター等に多く寄せられています。被害は被災地に限らず、全国各地で発生しており、安易な契約は禁物です。「無料でうまい話」はありません。

クーリング・オフで契約を解除できる

うっかり修理工事の契約をしても「クーリング・オフ」を利用すれば、一方的に契約を解除にできます。契約時に交付される法定書類の受け取りから8日以内なら、工事開始後であっても解除できます。法定書類を交付されていない場合は、期限なく契約解除することができます。悩んだら、相談窓口に連絡しましょう。

住宅修理等のトラブル相談・連絡先

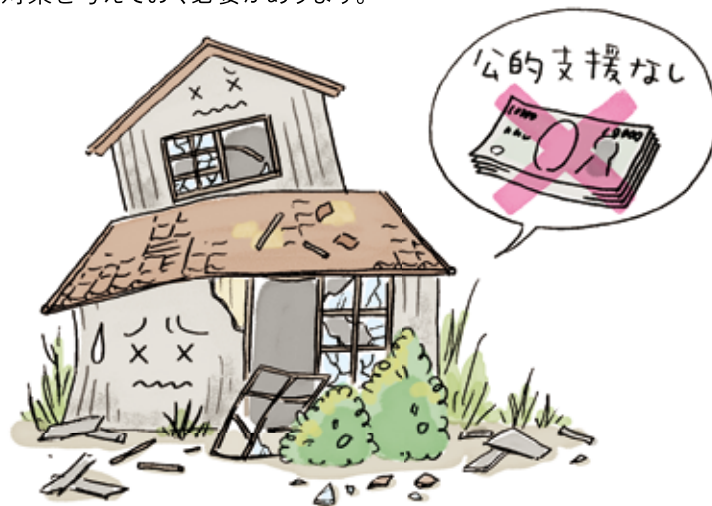
実施団体	内容	QRコード
消費者庁「消費者ホットライン188(いやや!)」 TEL 188(全国共通3ケタ) (10:00~16:00原則毎日利用可能。年末年始を除く)	「188」とダイヤルし、郵便番号等を入力すると、最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口の案内を受けられる	
公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 「住まいるダイヤル」TEL 0570-016-100 (10:00~17:00土・日・休祝日、年末年始を除く)	国土交通省から指定を受けた住宅専用の相談窓口。住宅リフォーム工事のほか、住宅取得トラブルや不安に関して電話で相談を受けられる	
一般社団法人日本損害保険協会 「損保ADRセンター」TEL 0570-022808 (9:15~17:00土・日・休祝日、年末年始を除く)	専門の相談員による損害保険に関する相談を無料で受けられる	

No.20 | 所有する空き家が損害を受けたら・与えたら

❗ 空き家は公的支援を受けられない

空き家は公的支援を受けられない

所有する空き家が自然災害で損害を受けても、被災者生活再建支援制度 (P.16) などの公的支援は受けられません。しかし損壊した住宅の解体や、残存物の片づけには多額の費用が掛かります。空き家所有を続ける限り保険による備えは必要ですが、万能ではありません。空き家は住宅用の火災保険ではなく、事務所や店舗などが加入する火災保険に加入することになり、地震保険に加入できません。他に何らかの対策を考えておく必要があります。



「施設賠償責任保険」で補償可能

自然災害で空き家が損壊、近隣の住宅に損害を及ぼしたときは、所有者が加入する個人賠償責任保険では対応できません。このとき空き家に「施設賠償責任保険」の契約をしていれば、隣家への損害賠償金をカバーできます。ただし個人賠償責任保険同様、地震が原因の損害賠償は対象外となります。

No.21 | 災害で近隣住民に損害を与えてしまったら

❗ 民法上の損害賠償責任が問われることも



個人賠償責任保険でカバーできる

自宅が損壊するだけでなく、そのために隣家に損害を与えることも考えられます。自然災害がきっかけで起きたことでも、自分の側に過失が認められれば、民法上の損害賠償責任が問われます。このとき「個人賠償責任保険」に加入していれば、被害者への損害賠償金をカバーすることが可能です。火災保険（共済）や自動車保険などに特約で付帯されることがあるので、漏れなく利用しましょう。

被害者が自らの火災保険で既に損害の修繕を行った場合は、保険金を支払った損保会社が被害者の持つ損害賠償請求権を取得し、加害者に請求（求償）することになります。

ただし地震による損害賠償は適応外

ただし、個人賠償責任保険には、地震免責事項が定められているため、地震・噴火・津波が原因の損害賠償には保険金が支払われません。

いざというときのお金メモ

被災時に慌てないように、
必要な情報を書き込みましょう。

公的機関【パスポート・運転免許証・健康保険証ほか】

発行元	名義	内容	番号等	連絡先	備考

民間会社【銀行(預金・ローン)・証券・共済・保険(損保・生保)・クレジットカードほか】

取引先	名義	契約内容	口座等の番号	紛失時等の連絡先	備考